

一般廃棄物処理手数料の料金改定について

(答 申)

平成20年 1月

浦安市廃棄物減量等推進審議会

1. はじめに

地球温暖化などの環境問題は益々その深刻さを増しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、循環型社会へと転換を図ることが急務となっている。

こうした循環型社会の構築を目指して、我が国では平成5年に制定された「環境基本法」を始めとする様々な法整備がなされてきた。とりわけ廃棄物対策関連の法制度においては、廃棄物の処理だけでなくリサイクルの推進を目的にしたものへと変わってきており、そうした趣旨で廃棄物処理法の再改正、容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・食品廃棄物リサイクル法・パソコンリサイクル法・自動車リサイクル法など、環境に配慮した資源循環型社会構築のための基盤整備が進められてきたところである。

また、国際的に見ても、地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる「京都議定書」の発効がなされ、また、「3Rイニシアティブ閣僚会合」においては、3Rの精神を象徴する「もったいない」という言葉を発信するなど、循環型社会の形成に向けた気運が世界的に高まっている。

このような中、浦安市では、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物のさらなる減量・再資源化を推進するため、「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標達成のための施策を計画的に推進している。

本市は、急速な都市化と人口増加に伴い、廃棄物の排出が急増したため、平成3年度に廃棄物の減量・資源化を目的に、ごみ減量キャンペーン「ビーナス計画」をスタートさせ、様々な活動を実践している。

これらの計画に基づき、平成13年10月実施の粗大ごみ収集の有料化、平成18年1月実施の指定ごみ袋制の導入などの施策によって、家庭ごみの排出量は大幅に削減されたが、事業系一般廃棄物は事業所数の増加があるとはいえ、ここ数年はほぼ横ばい状態にある。そのため、事業系一般廃棄物の減量は急務である。本市の事業系一般廃棄物処理手数料は平成6年から据え置いているため、現状では他市と比較して低額となっている。このことがごみ減量の妨げになっているばかりでなく、市外からのごみの流入を助長するなど見過ごせない問題を生じさせている。

また、家庭から排出される粗大ごみについては、収集の有料化などにより、全体としては減量しているものの、クリーンセンターへの自己搬入が無料であることなどから自己搬入量は大きく増加している。

こうした状況を踏まえ、平成20年1月に、浦安市長から当審議会に対して、さらなる

ごみの減量を促進するため、「一般廃棄物処理手数料の料金改定について」の諮問がなされた。

当審議会は、これを受けて、本市の一般廃棄物処理手数料についての現状と課題を整理し、審議を行い、本答申をとりまとめた。

2. 本市の一般廃棄物処理手数料についての現状

本市の一般廃棄物処理手数料は、浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第29条により、事業系一般廃棄物の処分、し尿の収集運搬、動物の死体の収集運搬処分及び粗大ごみの収集運搬について、表1のとおり規定されている。

表1

種別	取扱区分	単位		額
事業系一般廃棄物（し尿及び動物の死体を除く。）	1日の搬入量が1,000キログラム未満の場合	1キログラムにつき		12円60銭
	1日の搬入量が1,000キログラム以上の場合	1キログラムにつき		21円
	事業系一般廃棄物（資源物を除く。）の場合	1袋につき		1キログラムにつき28円35銭を基準として220円の範囲内において規則で定める額
	事業系一般廃棄物（資源物に限る。）の場合	1袋につき		220円の範囲内において規則で定める額
し尿	世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭（定額制）	回数割	世帯構成人員が、3人以下の世帯にあつては月1回、4人以上の世帯にあつては月2回まで1回（以下「基本回数」という。）につき	84円
		超過回数割	基本回数を超え1回増すごとに	168円
		人数割	1人1月につき	105円
	事業所及び一般家庭で定額制によることが不適当なもの（従量制）	回数割	月2回まで1回につき	84円
		超過回数割	月2回を超え1回増すごとに	168円
		処理量割	10リットルにつき	52円50銭
動物の死体	市が収集、運搬及び処分をするとき	1体につき		2,100円
	飼い主が市の処理施設へ搬入するとき	1体につき		1,050円
粗大ごみ	市が収集及び運搬をするとき	1個につき		1キログラムにつき42円を基準として2,000円の範囲内において品目別に規則で定める額

この処理手数料のうち、今回諮問のあった手数料の種別は事業系一般廃棄物の部分及び手数料の規定のない家庭ごみの自己搬入の有料化についてである。

事業系一般廃棄物の処理及び家庭ごみの処理施設への自己搬入についての現状については次のとおりである。

(1) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の処理手数料については、平成6年の7月に日量1トン未満の場合1キログラム当たり12円60銭、日量1トン以上の場合1キログラム当たり21円に改定され現在に至っている。

処理手数料改定後、クリーンセンターの建設やごみ量の大幅な増加から、ごみ処理原価は改定時を上回っている。

過去5年間の本市のごみ搬入量は各種施策により、平成13年度と比較して平成18年度は約3,000トン削減されているが、その大部分は家庭ごみによる削減であり、事業系一般廃棄物の処理施設への搬入量は、ほぼ横ばいで推移している。

(2) 家庭ごみの処理施設への自己搬入

クリーンセンターは本来、一般収集による家庭ごみや事業系一般廃棄物の受け入れを行うことを基本として整備されたものであるが、これまで家庭ごみの自己搬入を受け入れてきた。その際の処理手数料は無料としているため、平成13年度の粗大ごみ収集有料化後、自己搬入量が増大し、収集量に匹敵する量となり、現在もその傾向が続いている。

3. 近隣自治体の状況

本市の一般廃棄物処理手数料の現状は前述のとおりとなっているが、近隣市の一般廃棄物処理手数料を表2に示す。

表2

自治体名	事業系処理手数料	改正年月日	家庭系処理手数料（施設持込）	改正年月日
千葉市	<u>1 kg 20円＋消費税</u>	平成19年 4月1日	<u>1 kg 20円＋消費税</u>	平成19年 4月1日
船橋市	<u>1 kg 17円＋消費税</u>	平成8年 5月1日	粗大ごみのみ持込有料 15kgまで150円＋消費税 15kg以上の部分10kgにつき150円＋消費税	平成14年 10月1日
市川市	<u>10kg 180円＋消費税</u>	平成16年 4月1日	<u>10kg 180円＋消費税</u>	平成16年 4月1日
松戸市	<u>1 kg 16円＋消費税</u>	平成10年 4月1日	<u>1 kg 16円＋消費税</u>	平成10年 4月1日
習志野市	<u>10kg 170円＋消費税(改定後)</u> <u>10kg 150円＋消費税(現行)</u>	平成20年 4月1日 改定予定	<u>10kg 170円＋消費税(改定後)</u> <u>10kg 150円＋消費税(現行)</u>	平成20年 4月1日 改定予定
鎌ヶ谷市	<u>1 kg 18円＋消費税</u>	平成16年 4月1日	粗大ごみのみ持込有料 1点420円（収集運搬の半額）	平成8年 10月1日
江戸川区	<u>1 kg 14.5円＋消費税(改定後)</u> <u>1 kg 12.5円＋消費税(現行)</u>	平成20年 4月1日 改定予定	粗大ごみのみ持込有料 処理施設（受付施設）への持込 粗大ごみ1世帯1回10個、年度内3回まで 収集の処理券200円→無料、500円→200 円、800円→500円、1400円→800円	平成19年 4月1日
浦安市	1日の搬入量 1,000kg未満 1kg12円＋消費税 1,000kg以上 1kg20円＋消費税	平成6年 7月1日	無料	—

本市は12円60銭と21円の二段階制を採用しているものの、大部分の事業所が1kg当り12円60銭の手数料負担となっていることから、近隣自治体との差が大きくなっている。

また、家庭系ごみの処理手数料については、4自治体が自己搬入のごみを事業系ごみと同様にすべて有料化しており、3自治体についても粗大ごみの持込を有料化している。

4. 一般廃棄物処理手数料を改定する必要性

(1) 事業系一般廃棄物について

現行の処理手数料が搬入量による二段階制となっているのは、小規模事業者へ配慮したものであるが、現状は大部分の搬入者が一日の搬入量を調整し、低い額での手数料対象者となっているため、実質的に本市の手数料は低い水準に固定化している。

現行の処理手数料の二段階制が、事業者のごみ減量化へのモチベーションを低くし、また、近隣自治体の手数料との大幅な格差が、市外からのごみの流入を招く背景にもなっているので、現行の体系は改めるべきであると考えます。

処理手数料の見直しについては、本市の一般廃棄物処理手数料の現状を踏まえた上で、近隣自治体の処理手数料改定の動向を見極めつつ、同一水準を目途に手数料を設定することが望ましい。

実施に当たっては、未だ景気の動向は不透明なことから、事業者に対しては、料金改定の趣旨について理解を求めるための十分な説明が必要であると考えます。

また、処理手数料の算定に当たっては、市がコスト意識を持って、ごみ処理経費の削減を図っていくことが重要であることは言うまでもない。

(2) 家庭ごみの処理施設への自己搬入の有料化

家庭ごみは原則として市が無料で収集しているが、粗大ごみについては受益者負担の観点に加え、排出者が収集費用を負担することから生ずる抑制効果を期待して有料としている。

一方で、粗大ごみのクリーンセンターへの自己搬入量は、収集、自己搬入共に無料であった平成12年度までは、粗大ごみ総量の1割～2割程度であったものが、収集有料化後は自己搬入が無料のままということもあり、粗大ごみ総量の約5割がクリーンセンターに直接持ち込まれる状況を招いている。このまま推移すれば、粗大ごみの排出抑制を図る現在の施策との不整合が拡大し、家庭ごみを装った事業系ごみの混入を招く恐れも十分に生じることとなる。また、搬入の際の市民の安全面や収集車両のスムーズな運行の確保にも支障をきたす恐れがある。

こうしたことから、クリーンセンターに自己搬入する一般廃棄物の手数料は、「事業系」「家庭系」の枠を取り払い、一律に処理手数料を徴収することが望ましいと考える。

ただし、今回新たに手数料を徴収する部分については、市民に対し、相応の負担を求めることとなるため、市民への周知と理解を得ることが重要であり、それに要する十分な期間と説明が必要であると考えます。

5. おわりに

当審議会においては、本市が置かれている一般廃棄物の処理手数料の現状と課題を整理し、今後の手数料のあり方について、審議を行い、その結果、当審議会としての基本的な考えがまとまったので、答申をここにとりまとめた。

今後、この答申が本市の施策に十分反映されることを期待する。